

## 公益社団法人長野県社会福祉士会懲戒基準規則

### (目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）の定款第12条に基づき、本会正会員（以下「会員」という。）を、日本社会福祉会の定める倫理綱領及び行動規範に照らして、懲戒に処す必要のある場合の基準を定め、本会会員の倫理基準の維持・向上を図ることを目的とする。

### (懲戒の種類)

第2条 本会の懲戒の種類及び事由は、次のとおりとする。

- (1) 口頭注意 本会会員として不適切な事務執行や行動がみられる場合。
- (2) 嚴重注意 会員が不適切な事務執行や行動を繰り返す場合及び嚴重に将来を戒める必要がある場合。
- (3) 戒 告 会員の不適切な事務執行や行動が重大で、不正又は不法であり、本人の責任が重大な場合。
- (4) 除 名 会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている重大な行為を行った場合及び不正又は不法の程度が重大で、会員として極めて不適切である場合。
- (5) 資格取消勧告 会員の不正・不法な行為が重大で社会的責任が重大である場合あるいは社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第45条（信用失墜行為の禁止）及び第46条（秘密保持義務）に抵触する恐れがあると判断される場合で、除名のみならず同法第28条に定める社会福祉士登録簿からの抹消を厚生労働大臣に上申する必要があると判断される場合

### (通 知)

第3条 懲戒処分の結果については、関係者及び懲戒の対象者に通知することとし、日本社会福祉士会と連名で行うことがある。

### (公 表)

第4条 懲戒処分は、公表することを原則とし、その場合は日本社会福祉士会と連名で行うことがある。

### (対象会員の身分)

第5条 苦情申立を受けた会員及び懲戒処分について審査中の会員は、処分または処分しないことが確定するまで会員の身分は保持されるものとし、退会の申立は認められない。

### (委 任)

第6条 この規則に定めるほか、運営等に必要な細目事項は、理事会において別に定める。

### (規則の改廃)

第7条 この規則を改廃するときは、理事会で審議し、総会の承認を得なければならない。

### 附 則

- 1 この規則は、平成26年 5月24日から施行する。
- 2 この規則は、平成28年 6月 4日から施行する。